

優秀論文賞規程

2002年10月13日制定

2006年4月8日改定，2009年9月19日改定

2013年4月1日法人化に伴い改定

2016年1月24日改定

1. 本賞は、当該年度に機関誌『教育心理学研究』に発表された全論文（ただし、城戸奨励賞の選考対象となる論文を除く）のうち、特に優秀な論文に対して与えるものである。
2. 本賞は「日本教育心理学会優秀論文賞」と称する。
3. 本賞の選考のために、優秀論文賞選考委員会を設ける。
4. 選考委員会は、次の委員で組織する。
 - (1) 『教育心理学研究』編集委員会委員長
 - (2) 理事1名
 - (3) 社員3名
 - (4) 『教育心理学研究』編集委員およびその経験者、または理事会が委嘱する会員10名ただし、当該年度に選考対象となる者は委員に含めないものとする。
5. 委員の任期は、前条の(1)による委員については当該職の在任期間とし、他の委員については1年とする。
6. 選考基準および選考方法は別に定める。
7. 受賞者の氏名および論文題目は、次年度の総会において発表し、機関誌に掲載する。受賞者がいない場合はその旨を公表する。

附則

本規程は2002年度に発表された論文から適用する。

※ この賞には第46回総会準備委員会（富山大学）、第47回総会準備委員会（浅井学園大学）、第48回総会準備委員会（岡山大学）、第49回総会準備委員会（文教大学）、第50回総会準備委員会（東京学芸大学）、第51回総会準備委員会（静岡大学）、第52回総会準備委員会（早稲田大学）より寄附を受けた。